

口蹄疫に対する総合的な支援対策の早期実施を求める意見書

今般、国内では10年ぶりとなる口蹄疫が都農町及び川南町内から発生し、国の指導のもと、県を中心に関係市町村及び農業団体等が一体となって家畜伝染病予防法に基づく防疫措置等を実施するとともに、感染経路の究明や生産者への緊急対策事業等の支援策について全力を挙げて対処されていることに対し、深く感謝しているところである。

しかしながら、家畜市場、と畜場の閉鎖をはじめ、家畜の移動制限等の措置による飼料代等コストの増加や、品質、格付低下による収入減、また、風評による消費者の買い控えは、本市の農家に大きなダメージを与えている。

それだけに、今回の口蹄疫問題は、本県が長い年月をかけて確立してきた「畜産王国」「みやざきブランド」の死活にかかわる重大な事態であるとともに、農業を基幹産業とする本市の経済基盤に甚大な影響を及ぼす問題であり、早急に対策を講じる必要がある。

よって、国（県）におかれては、このような状況を踏まえ、下記の諸対策の実施について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. ウイルス侵入経路の早急な解明と原因究明のための調査を実施し、抜本的な予防策を講じること。
2. 出荷停止を余儀なくされている畜産農家、風評等による影響を受けているその他の農家及び関係団体に対し、金融対策をはじめとする経営健全化のための総合的な対策に万全を期すこと。
3. 口蹄疫の蔓延防止のための防疫措置の実施に万全を期するとともに、風評被害等の防止と畜産農家をはじめとする農業関係者の不安の解消に努めること。
4. 口蹄疫の発生に伴い、市や関係機関・団体が要した経費について、特別交付税措置を含む、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年4月27日

宮崎県西都市議会

《提出先》

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
農林水産大臣 赤松広隆 殿
宮崎県知事 東国原英夫 殿